

子育て世帯支援給付金（令和5年度住民税非課税世帯分）について

物価高騰の影響が特に大きい住民税非課税の子育て世帯の生活を支援するため、令和5年度分の住民税非課税世帯に属する子どもに対して1人あたり5万円の子育て世帯支援給付金を給付します。

●支給対象

令和5年12月1日（基準日）に益田市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯に属する18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の子ども。

※基準日以降に生まれた子ども、別世帯だが扶養している子どもがいる場合は申請が必要です。

※令和5年度分の住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は支給対象になりません。

●給付金の支給額 対象となる子ども1人あたり5万円

●給付金の支給手続き

(1) 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、18歳以下の子どもがいる世帯

- ① 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項等が記載された書類を順次郵送します。
 - ② 書類が届いたら内容を確認のうえ、案内に従って手続きをしてください。
 - ③ 手続き後、給付金を指定の口座に振込みます。
- ※書類の郵送に時間を要する世帯もありますのでご了承ください。

(2) 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、世帯の中に基準日以降に生まれた子どもまたは別世帯に扶養している子どもがいる場合

- ① 給付金を受取るには申請が必要です。
- ② 申請受付後、支給要件を充たしているかどうかの審査を行います。
- ③ 支給要件を充たしている世帯へ支給決定通知書を郵送し、給付金を申請口座に振込みます。

※申請書等は、福祉総務課窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等提出先：福祉総務課（福祉事務所2階）☎ 31-0664

郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 益田市役所 福祉総務課」宛

●申請期限 7月31日（水）

【問い合わせ先】市福祉総務課 ☎ 31-0664（平日8:30～17:15）

☎ 23-5454 ☒ fukushi@city.masuda.lg.jp

緊急防災放送装置（告知放送端末）の故障、撤去などの担当部署が変わります

4月1日から、次のとおり緊急防災放送装置（告知放送端末）の故障や撤去などの担当部署が変わります。なお、問い合わせ先の電話番号に変更はありません。

令和6年3月末まで

先端開発推進課
☎ 31-1049



令和6年4月1日から

情報システム課
☎ 31-1049

※問い合わせ先電話番号に変更はありません。



～年に1度を目安に、電池交換をしましょう～

告知放送端末は、停電に備えて単3電池を使用しています。いざという時に備え、電池交換や正常に作動しているかどうかの確認をしましょう。